

飯塚市災害復旧資金融資制度要綱を次のように定める。

令和8年1月14日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市災害復旧資金融資制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害による被害を受け、事業活動に支障が生じている中小企業者の早期復旧を図るため、予算の範囲内において本市が行う飯塚市災害復旧資金融資制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 指定金融機関 株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社福岡中央銀行、飯塚信用金庫、福岡県信用組合、株式会社北九州銀行をいう。
- (3) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。

(資金の預託)

第3条 市長は、融資を実施するため、指定金融機関に資金を預託するものとする。

2 指定金融機関は、前項の預託金に自己資金を加え融資するものとする。

(融資対象災害)

第4条 融資の対象となる災害は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次に掲げる市長が発行する罹災証明書(以下この号において「罹災証明書」という。)又は消防署長が発行する被災証明書(以下この号において「被災証明書」という。)の市内における交付が10件以上のもの
 - ア 罷災証明書の被害程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊のもの
 - イ 被災証明書の焼損程度が全焼又は半焼のもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県において同様の融資制度が実施される場合は、融資の対象としない。

(対象者)

第5条 融資対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 前条第1項に規定する災害により、市内で損害を受けたもの
 - (2) 市内に事業所又は事務所を有し、現に事業を営んでいること。
 - (3) 市民税(法人にあっては、法人市民税)及び固定資産税の滞納がないこと。
 - (4) 市長発行の罹災証明書若しくは被害届出証明書又は消防署長発行の被災証明書(以下「証明書等」という。)の交付を受けたもの
 - (5) 福岡県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、融資を受けることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等となっているもの
 - (3) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任しているもの
 - イ 暴力団員が実質的に運営しているもの
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用しているもの
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているもの

(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資金額 1借受人当たり1,000万円以内
- (2) 融資期間 10年以内(据置期間2年以内)
- (3) 融資利率 年1.3パーセント以内
- (4) 資金使途 復旧に要する設備資金、運転資金
- (5) 償還方法 原則として、割賦償還とする。
- (6) 保証人 原則として、法人はその代表者とし、個人は不要とする。ただし、法人において事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日中小企業庁制定)に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しな

いものとする場合(以下「事業者選択型経営者保証非提供制度利用時」という。)は、不要とする。

(7) 担保 無担保とする。

(8) 信用保証 協会の信用保証を付するものとする。

(9) 信用保証料率 協会が定める責任共有保証料率又は責任共有外保証料率が1.08パーセント以下の場合は、協会が定める率とし、超える場合については、最大0.27パーセントを差し引いた率とする。ただし、市長が別に指定する災害の被害を受けた中小企業者を対象とする融資を行う場合については、信用保証料率(事業者選択型経営者保証非提供制度利用時において上乗せされる信用保証料率を除く。)を0%とする。

(認定の申請)

第7条 融資を受けようとする者は、飯塚市災害復旧資金認定申請書(以下「認定書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 証明書等

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、適當と認めるときは、当該融資を受けようとする者に対し、認定書を交付するものとする。

(融資の申込み)

第8条 前条の規定により認定書の交付を受けた者(以下「申込者」という。)は、協会所定の信用保証委託申込書に次に掲げる書類を添えて、前条第2項の規定により市長が交付する認定書の有効期間内に指定金融機関に提出しなければならない。

(1) 市町村長の発行する滞納なし証明書(原本又は写し)

(2) 許認可証の写し(許可等を要する業種を営む者に限る。)

(3) 対象設備の見積書、カタログ、設計書等(資金使途が設備資金の場合に限る。)

(4) 申告書又は決算書の写し

(5) 証明書等(原本又は写し)

(6) 飯塚市災害復旧資金認定申請書(原本又は写し)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長、指定金融機関又は協会が必要とする書類

(申請期間)

第9条 融資の申請期間は被災後2年以内とする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

(融資の決定)

第10条 第8条の規定による融資の申込みを受けた指定金融機関は、速やかに必要な

調査を行い、融資の可否を決定し、申込者及び市長に通知しなければならない。

(融資の時期)

第11条 指定金融機関は、融資を決定したときは、速やかに融資を行うものとする。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(融資決定の取消し)

第12条 指定金融機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、融資決定を取り消すことができる。

- (1) 申込者が借出し手続きを行わないとき。
- (2) 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は電子交換所による取引停止処分その他の事由により業態の急激な悪化が明らかになったとき。
- (3) 申込者が提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) この告示の規定又は指定金融機関若しくは協会との間に締結した約定等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

(運用状況の報告)

第13条 指定金融機関は、この資金の毎月末現在における運用状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、融資資金について融資可能額が融資枠の2分の1以上の場合又は第6条第9号ただし書に規定する融資の場合は、前項に規定する運用状況の提出を省略することができる。

(災害を受けた者に対する措置)

第14条 市長は、融資を受けている者が災害の被害を受けたときは、指定金融機関及び協会と協議の上、融資期間を延長することができる。

(報告等)

第15条 市長は、この融資制度の適切な運用を図るため、必要に応じて、指定金融機関、協会又は借受人に対し、報告を求める等必要な措置をとることができる。

(補則)

第16条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。